平成２６年（フ）第１０号
長崎県大村市竹松本町977番地３　プレジール堀溝Ｂ棟105号室、前住所長崎県大村市黒丸町596番地１
債務者　朝野　梅子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
金沢市薬師堂町12街区８番地　トルドニードⅡ101号、住民票上の住所滋賀県長浜市木之本町千田647番地
債務者　横田　修司
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
広島県庄原市市町1379番地
債務者　土岐　正隆
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第４０号
広島県庄原市市町1379番地
債務者　土岐八重子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２１号
群馬県佐波郡玉村町大字箱石553番地　誠光マンション306
債務者　小島　拓哉
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０号
群馬県伊勢崎市東町2510番地１
債務者　大澤　重利
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺　　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
名古屋市千種区赤坂町１丁目13番地　たき荘１号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清原小有里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６７７号
大阪市西成区天下茶屋３丁目27番１―302号
債務者　今井　健介
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７号
兵庫県宝塚市小林５丁目３番31―206号
債務者　小林　　彰
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県伊丹市御願塚６丁目９番９号
債務者　角保　雅恵
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番４―25号
債務者　井下　昌子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目182番地　大栄東園田住宅102
債務者　前田　重則
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０６号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄954番地１　グリーンルーフ福田Ａ棟101号
債務者　ウッディライフ　ゴトウこと　後藤正明
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
佐賀県小城市芦刈町永田3220番地７
債務者　森永美寿子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５８号
千葉県我孫子市中峠1780番地の５　201号モンシェリー湖北
債務者　森　　美香
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７０７号
千葉県松戸市根木内549番地の１　バーズアイヒルズ202号
債務者　山本　和也
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２号
千葉県野田市七光台378番地　アネックスマツモトＢ201
債務者　小田切眞佐子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部